

教育委員会定例会審議結果

1 担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2 件 名	令和３年５月教育委員会定例会
3 概 要	1 開催日時 令和３年５月２５日（火曜日）午後２時～午後３時 2 開催場所 守谷市役所 ２階 全員協議会室 3 教育長及び各委員の出欠状況 ５名出席（町田香教育長，河原健委員，萩谷直美委員，椎名和良委員，寺田弘委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数７名） 教育部長 宇田野 信彦 参事 奈幡 正 教育部次長兼学校教育課長 小林 伸稔 生涯学習課長補佐 会見 尚美 教育指導課長 古橋 雅文 給食センター長 坂 登司男 中央図書館長 石川 みどり 事務局員（学校教育課） １名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 （１）議案第２０号 守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について（可決） （２）議案第２１号 守谷市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について（可決） （３）議案第２２号 守谷市図書館協議会委員の委嘱について（可決） （４）議案第２３号 守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について（可決）
4 今後の状況	次回は，令和３年６月２５日（金曜日）午後１時３０分から開催予定

令和3年5月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和3年5月25日（火）

午後2時00分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

令和3年5月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和3年5月25日（火）

午後2時00分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 20 号 守谷市議会定例月議会への提出予定案件について

議案第 21 号 守谷市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について（給食センター）

議案第 22 号 守谷市図書館協議会委員の委嘱について（中央図書館）

議案第 23 号 守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について（中央図書館）

4 協議事項

なし

5 報告事項

なし

6 その他

議案第20号

守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について

守谷市長が教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を、令和3年守谷市議会6月定例会月議会に提出することについて承認を求める。

1 令和3年度守谷市一般会計補正予算 教育委員会所管分

- | | | |
|------------|---|---|
| (1) 債務負担行為 | P | 2 |
| (2) 歳入予算 | P | 3 |

令和3年5月25日 提出

守谷市教育委員会

教育長 町田 香

令和3年5月25日 認

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長が教育に関する事務に係る議案を議会に提出しようとする場合、その案を作成するときは、教育委員会の意見を聴かなければならないことから、この議案を提出する。

議案第21号

守谷市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

下記の者を守谷市立学校給食センター運営委員会委員に委嘱したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求める。

記

	委 嘱 区 分 守谷市立学校給食センター の設置及び職員に関する 条例第5条第2項第4号	所 属	新 任 者	前 任 者	理 由
1	P T Aの代表	守谷市 P T A連絡 協議会	山下 真奈美	上田 潤子	改選のため
2	P T Aの代表	守谷市 P T A連絡 協議会	樋口 沙矢子	山口 剛	改選のため

新委員の任期（前任者の残任期間）

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

令和3年5月25日 提 出

守 谷 市 教 育 委 員 会

教 育 長 町 田 香

令和3年5月25日 原案 決

提案理由

本案は、守谷市P T A連絡協議会の改選に伴い、後任者を委嘱するものです。

議 案	頁 数
21号	1

守谷市立学校給食センター運営委員会委員名簿

任期：令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
(敬称略)

	氏 名	所 属	委嘱区分	備考
1	おだぐら ひでき 小田倉 英樹	高野小学校長	第5条第2項第1号	
2	いわせ よしのぶ 岩瀬 良伸	郷州小学校長		
3	きのした えつろう 木下 悦郎	松前台小学校長		
4	なかの ひろし 中野 比呂志	松ヶ丘小学校長		
5	すずき くにひろ 鈴木 邦弘	御所ヶ丘中学校長		
6	おち としお 越智 壽雄	けやき台中学校長		
7	す か こうじ 須賀 浩二	大井沢小学校PTA	第5条第2項第4号	
8	とよたに ひでたか 豊谷 秀貴	大野小学校PTA		
9	やました まなみ 山下 真奈美	守谷小学校PTA		令和3年4月1日～
10	よしだ あゆみ 吉田 あゆみ	黒内小学校PTA		
11	てらだ えいいち 寺田 栄一	御所ヶ丘小学校PTA		
12	ひぐち さやこ 樋口 沙矢子	守谷中学校PTA		令和3年4月1日～
13	おかだ まさき 岡田 昌樹	愛宕中学校PTA		
14	うさみ けい 宇佐見 敬	学校薬剤師	第5条第2項第3号	
15	こばやし ただし 小林 禎	学校医	第5条第2項第2号	
16	ながせ そうじ 永瀬 宗重	学校医		
17	ひらやま まりこ 平山 麻理子	学識経験者	第5条第2項第5号	
18	ふるや ゆみこ 古谷 由美子	学識経験者		

議案第 22 号

守谷市図書館協議会委員の委嘱について

下記の者を守谷市図書館協議会委員に委嘱したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求める。

記

	委 嘱 区 分 守谷市図書館協議 会設置条例第3条	所 属	新 任 者	前 任 者	理 由
1	学校教育関係者	学校長会	野口 和彦	中野 比呂志	改選のため
2	社会教育関係者	守谷市 PTA 連絡 協議会	内海 誠	田中 正樹	改選のため

新委員の任期（前任者の残任期間）

令和3年6月1日から令和4年5月31日まで

令和3年5月25日 提 出

守 谷 市 教 育 委 員 会

教 育 長 町 田 香

令和3年5月25日 原案 決

提案理由

本案は、学校長会及び守谷市PTA連絡協議会の改選に伴い、後任者を委嘱するものです。

守 谷 市 図 書 館 協 議 会

任期：令和4年5月31日まで
(敬称略)

	氏 名	所 属	守谷市図書館協議会設置 条例第3条選出区分	備 考
1	野口 和彦	学校長会	学校教育関係者	
2	内海 誠	守谷市 PTA連絡協議会	社会教育関係者	
3	大塚 宏子	お話ボランティア		
4	唐木田 千栄子	お話ボランティア		
5	赤堀 久美子	図書館利用団体		
6	長谷川 登代	社会教育委員の会議		
7	堀越 正弘	社会教育指導員	家庭教育の向上に資 する活動を行う者	
8	野口 武悟	専門的知識を有する者	学識経験のある者	
9	赤山 みほ	専門的知識を有する者		
10	三澤 秀雄	公募	公募に応じた者	

議案第 23 号

守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について

守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 5 月 25 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和 3 年 5 月 25 日原案 決

提案理由

本案は、守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会を設置するにあたり、必要な事項を定めた要綱を制定するものです。

議 案	頁 数
23号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和3年 月 日

守谷市教育長 町田 香

守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、「守谷市子ども読書活動推進計画」（以下単に「推進計画」という。）を策定するため、守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下単に「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を守谷市教育委員会(以下単に「教育委員会」という。)に報告する。

- (1) 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進に関する施策
- (2) 子どもの読書環境の設備とその充実に関する施策
- (3) 子どもの読書活動に関する理解及び関心の普及に関する施策
- (4) その他推進計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、13人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が任命又は委嘱する。

- (1) 教育委員会教育部長
- (2) 教育委員会参事
- (3) 教育委員会教育部次長
- (4) 教育委員会学校教育課長
- (5) 教育委員会生涯学習課長
- (6) 教育委員会教育指導課長
- (7) 教育委員会中央図書館長
- (8) 保健福祉部すくすく保育課長
- (9) 市内小中学校の代表者
- (10) 市内保育所（園）及び幼稚園の代表者
- (11) 読書活動に関し識見を有するもの

3 委員の任期は、推進計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長)

第4条 策定委員会に委員長を置き、教育部長をもって充てる。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
 - 3 委員長に事故があるときは、中央図書館長がその職務を代理する。
- (会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報酬)

第6条 委員の報酬については、これを支給しないものとする。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育委員会中央図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和3年 月 日から施行する。

○子どもの読書活動の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。